

現況証明願について

- * 現況証明の対象は、原則、農地でなくなってから20年以上経過している土地です。
- * 現況証明の申請をお考えの方は、事前に農業委員会までご相談ください。
- * 登記名義人がお亡くなりの場合、先に相続登記を済ませてください。

番号	必要書類	備考
1	○ 現況証明申請書	申請書のみ2部提出してください。 申請者は土地所有者です。
2	○ 土地の登記事項証明書 (全部事項証明)	3ヶ月以内のもので 福井地方法務局でお取りください。
3	○ 地籍図	
4	○ 付近図(住宅地図)	
5	建物等の配置図	建築物が有る場合、地籍図の写しに 建築物の配置を図示してください。
6	家屋の登記事項証明書 または 固定資産税課税明細書	建築物が有る場合、築年数のわかるもの
7	その他必要な書類	

- * 申請書のみ2部、その他は1部提出してください。
- * 受付締め切りは、毎月10日です。

勝山市農業委員会
〒911-8501 勝山市元町1丁目1-1
TEL 0779-88-8115
FAX 0779-88-1118